⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　契約書作成の要否　要。
⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑽　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争資格の認可に係る申請は、上記４⑴において随時受け付ける。
⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hotokebuchi Takao, President, Saga University
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for the Saga University Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms : 1 : 00 P.M, 19 August, 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 00 P.M, 29 September, 2014
⑹　Contact point for tender documentation : Project Control Division, Environment & Facilities, Department National University Corporation Saga University, 1 Honjo-machi, Saga-shi, 840―8502, Japan, TEL 0952―28―8968

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年7月23日
国立大学法人佐賀大学
学長　佛淵　孝夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　41

○第３号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　佐賀大学（鍋島１）医病西病棟等改修その他機械設備工事
⑶　工事場所　佐賀県佐賀市鍋島５丁目１番１号　佐賀大学鍋島１団地構内
⑷　工事概要　本工事は、佐賀大学医学部附属病院の西病棟等（鉄筋コンクリート造、地上７階建、改修面積13,560㎡）の改修機械設備工事及び病棟等（鉄骨造、地上３階建、建築面積500㎡、延べ面積910㎡）増築に伴う新営機械設備工事を施工するものである。
　なお、本工事に伴う建築工事及び電気設備工事は、別途発注される予定である。
⑸　工期　平成27年10月１日まで。
⑹　使用する主な資機材
　空調設備　一式、換気設備　一式、給水設備　一式、排水設備　一式、給湯設備　一式、消火設備　一式、医療ガス設備　一式、搬送設備　一式
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。
⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システム【文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp）】により行う。
　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、学長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省における管工事に係る一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事に伴う機械設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者
　ア　建物用途　病院
　イ　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上５階建て以上かつ延べ面積10,000㎡以上
②　共同企業体の代表者以外の構成員
　ア　建物用途　病院、校舎・研究施設又は庁舎・事務所
　イ　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上２階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事に伴う機械設備工事を施工した実績を有すること。
　ア　建物用途　病院
　イ　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上５階建て以上かつ延べ面積10,000㎡以上
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑾　工事全般の施工計画が適切であること。
⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。